



平成26年7月22日

各位



会社名 株式会社アイレックス
代表者名 代表取締役社長 畑 徹
(JASDAQ・コード 6944)
問合せ先
取締役 管理本部長 加藤 哲也
電話 03-3245-2011

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成26年6月19日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました課徴金に係る金融商品取引法第178条1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成26年7月18日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額1,500万円及び納付期限を平成26年9月19日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、今後二度とこのような問題を起こさぬように、再発防止強化対策に全力で取り組み、株主の皆様、投資家の皆様、お客様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

なお、本納付命令の決定に伴う平成27年3月期の業績予想に修正が必要となった場合には速やかに開示いたします。

以上